

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第35号

国民健康保険の国庫負担をふやすよう求める意見書（可決）

国民健康保険は、その法律の第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とあるように、社会保障の一環として、すべての国民が貧富の格差なく、安心して医療を受けられることを公的に保障し、国民皆保険制度の根幹をなすものである。

しかし、近年お金がないために医療から排除され、命を落とす事態が繰り返されている。その一因には国保会計に占める国庫負担割合の低下や雇用情勢の悪化による国保加入者に占める低所得層の増大などが挙げられる。その結果、国保加入世帯の所得水準は1980年代半ばと変わらないのに、保険料の平均は2倍程度へと引き上げられ、低所得世帯が多いにもかかわらず、被用者保険の2倍以上の負担を強いられる事態となっている。

現状では、市民にこれ以上の保険料負担を求めるのは限界であり、だれもが安心して医療を受けられる国民皆保険制度の維持には、国庫負担の増額が必須となっている。

よって、国民生活のあらゆる部面でその向上と増進を図るべき責務を負う国の所管大臣として、国民健康保険への国庫負担増額の措置を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月22日

議員提出議案第36号

あおもりコンピュータ・カレッジの運営継続に関する国の支援拡大を求める意見書（可決）

あおもりコンピュータ・カレッジについては、国が地域の情報処理技能者不足に対する雇用対策として、職業能力開発促進法の基本理念に基づき設置され、本施設については平成元年の開校以来、多くの優秀な人材を育成する等、着実にその使命を果たしてきたところである。

本施設は、全国のカレッジの中でも常にトップレベルの生徒数、就職率、国家試験合格率の実績を誇り、生徒や学校、企業からの信頼も厚い等、それらの実績から平成20年12月24日に閣議決定された「雇用・能力開発機構の廃止について」においても、本施設についてはこれまでどおり国の責任において運営されることが約束されていた。

しかしながら国は、これまでの実績評価による運営継続方針から一転して、平成21年12月25日付の通知により、施設の運営については平成22年度末をもって廃止し、建物の譲渡を希望する自治体に対してはこれを譲渡することが示され、建物の譲渡については、去る8月12日付独立行政法人雇用・能力開発機構からの通知により、無償譲渡とされたところであるが、平成22年7月29日、国は県を訪れ、国から支援策の一つとして本施設を認定職業訓練に位置づけ、運営、設備費等に対し国、県がそれぞれ3分の1ずつを補助する案が提示されたところである。

全国的に雇用情勢が厳しく、かつ民間の職業教育訓練機関が少ない本地域において、高卒者等の進路選択の一つとしても位置づけられ、若者の県外流出も防ぐなど地域の雇用と活性化を支える拠点として、大いに貢献してきた実績とこれまでの経緯を踏まえ、今後とも本地域において本施設が地方に財源

の負担を強いられることなく、地域経済を担う情報処理技術者を安定した運営により育成できるよう政府に対して以下の項目を強く要望する。

記

- 1 あおりコンピュータ・カレッジの運営については、直接地方の声に耳を傾け、しっかりと受けとめる対応により、教育訓練設備であるコンピュータ・リース料については、これまでどおり国が全額支援すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 22 日

議員提出議案第 37 号

保育所最低基準の緩和見直しに関する意見書（否決）

先般、地方分権改革推進計画において、児童福祉施設の最低基準を条例に委任する方針が打ち出された。保育所に関しては、最低基準の根幹となる保育士の配置基準、居室面積基準、保育の内容及び調理室等は国の基準を従うべき基準とし、その他の事項は国の例示する基準を参酌すべき基準とすることから、基本的に自治体の判断で定められたものとなる。

そもそも最低基準については、全国一律に国において規定され、国において常に向上させるよう努めるものとされているが、昭和 23 年に定められたまま、これまで改善されずに現在に至っている状況である。

全国一律の基準を維持し保育の質を確保することは国の責任であり、最低基準の緩和により質の低下を招き、またその責任を自治体や保育現場に押しつけることは許されないことである。

よって、政府においては、子どもの福祉の後退につながらないように保育所の最低基準の引き上げを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 22 日

議員提出議案第 38 号

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書（否決）

中小企業や農林水産業を支えている家族従業者の働き分（給料）は、所得税法第 56 条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、配偶者の場合は 86 万円、家族従業者は 50 万円しか認められていない。

税法上では、特例として青色申告を選択すれば働き分（給料）を経費にすることができるが、同じ労働に対して青色と白色で差別する制度自体が矛盾しており、さらに同居家族従業員は所得証明も出ず、資産も持てないなど人権上も大変な問題を抱えている。

アメリカ、イギリス、ドイツ、韓国などの諸外国では当たり前認められており、日本における特例は世界の流れから大きくおけている。

所得税法第 56 条が制定されてから 60 年がたち、今や憲法からみても、国連で採択され日本国で批准している自由権規約や女性差別撤廃条約に照らしても、是正すべきときである。

後継者を育て行政と力を合わせて地域経済を振興させていくためにも所得税法第 56 条を廃止するよ

う求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 22 日

議員提出議案第 39 号

保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書（否決）

歯や口腔を健康な状態に保ち、そしゃくや口腔機能を維持、回復することは全身の健康の増進や療養、介護の QOL（生活の質）を向上させ、国民医療費節減にも役立っていることが 8020 運動によって実証されている。

また多くの国民は、歯科医療について保険のきく範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいる。

しかし現実の歯科医療では、歯科医療報酬が抑制されているため、このような国民の要望に反して保険給付範囲が年々縮小されている。

平成 22 年 4 月改定では、歯科分野の基礎的技術評価が引き上げられたとはいえ、わずかな財源で十分な評価とはなっていない上、安価な報酬で患者を長期に継続管理していくことを歯科医療機関に求めるものとなっている。

また、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているなど、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っている。

このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障を来すだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

以上の点から、歯科医療従事者が歯周病の治療、管理が十分できるとともによくかめる入れ歯が提供できるなど、よい歯科医療が行えるよう、また患者が安心して歯科受診できるよう次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 患者窓口負担を軽減すること。
- 2 よくかめる入れ歯が保険給付として製作、装着、管理できるように、また歯周病の治療、管理が保険給付として適切にできるようにする等、良質な歯科医療が保険で提供できるように診療報酬を改善すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 22 日

議員提出議案第 40 号

生活保護の老齢加算復活を求める意見書（否決）

生活保護の老齢加算が、2004 年 4 月より段階的に削減され、2006 年 4 月に廃止された。

この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約 8 万 5000 円的生活扶助が約 6 万 9000 円（青森市・2 級地の 1）に減らされ、もともと低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

高齢になれば、良質で消化のよい食事が必要となり、また、寒さ暑さにも抵抗力がなくなる。こうした「特別な需要」にこたえて支給されていたのが老齢加算である。

ことし6月、老齢加算の復活を求めて争われた裁判の福岡高裁判決では、国の処分の不当性、違法性を認め、原告側の勝訴としたものである。国は、この判決を受け入れ、一日も早く老齢加算を復活させるべきである。

よって、国民生活のあらゆる部面でその向上と増進を図るべき責務を負う国の所管大臣として、老齢加算を復活することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月22日

議員提出議案第41号

21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書（可決）

我が国の景気の現状は、好調な輸出を背景に、リーマンショック後の最悪期は脱することができた。しかしながら、依然として低成長にとどまっており、雇用情勢も新卒未就職者が数多く出るほど厳しい状況が続いている。

特に地方経済は深刻で、中小、零細企業は、デフレの影響や公共投資の大幅削減の影響で長引く不況にあえいでいる。

したがって、政府は当面の景気回復のための経済対策を打つべきであり、特に地方経済の振興は国の景気対策として欠かせない。そのためには、政府が地方振興策及び地方の雇用拡充を重要な施策として取り組み、必要な公共投資を積極的に行うことで、景気対策を進めるべきである。公共施設の耐震化や近年多発しているゲリラ豪雨などの災害対策は、必要な公共事業として潜在的需要が高いと考える。

このように、必要な公共投資は着実に推進すべきであり、地方経済が活性化する効果も大いに見込める。

政府におかれては、地方の雇用拡充と内需振興を図る景気対策のために、真に必要とされる以下のような21世紀型の公共投資について、予算確保と執行を強く求める。

記

- 1 学校など公共施設の耐震化に積極的に取り組み、雇用の拡充と地方経済の活性化を図ること。
- 2 太陽光発電の設置や介護施設の拡充といった21世紀型の公共投資を着実に促進し、内需の振興を図ること。
- 3 老朽化した施設（橋梁、トンネル、上下水道管など）の計画的な更新、大規模修繕を積極的に推進し、地域生活の安全と地方振興に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月22日

議員提出議案第42号

子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書（可決）

HPV（ヒトパピローマウイルス）感染が主な原因である子宮頸がんは、予防できる唯一のがんと言われている。年間約1万5000人が新たに罹患し、約3500人が亡くなっていると推計されているが、

近年、若年化傾向にあり死亡率も高くなっている。結婚前、妊娠前の罹患は女性の人生設計を大きく変えてしまいかねず、子宮頸がんの予防対策が強く望まれている。

子宮頸がんの予防対策としては、予防ワクチンを接種すること及び予防検診（細胞診、HPV検査）によってHPV感染の有無を定期的に検査し、前がん病変を早期に発見することが挙げられる。

昨年、子宮頸がん予防ワクチンが承認、発売開始となり、ワクチン接種が可能となったところである。費用が高額なため、一部の自治体ではワクチン接種への公費助成を行っているが、居住地により接種機会に格差が生じることがないよう国の取り組みが望まれている。予防検診の実施についても同様に、自治体任せにするのではなく、受診機会を均てん化すべきである。

よって、政府におかれては、子宮頸がんがワクチン接種と予防検診により発症を防ぐことが可能であることを十分に認識し、以下の項目について実施するよう強く要望する。

記

一、子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進

予防効果の高い特定年齢層への一斉接種及び国による接種費用の全部補助

特定年齢層以外についても一部補助の実施

居住地域を問わない接種機会の均てん化

ワクチンの安定供給の確保及び新型ワクチンの開発に関する研究

一、子宮頸がん予防検診（細胞診、HPV検査）の実施の推進

特に必要な年齢を対象にした検診については国による全部補助

従来から行われている子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大

居住地域を問わない受診機会の均てん化

一、子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月22日

議員提出議案第43号

完全な地上デジタル放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書（可決）

2011年7月24日をもってアナログ放送を終了、完全に地上デジタル放送に移行することが予定されており、総務省の調査では、2010年3月時点で地デジの世帯普及率が83.8%と発表されている。

しかしながら、離島を抱える沖縄県や山間部の多い岩手県では普及率が70%未満となっており、ビルの陰などで電波が届きにくい施設の対策は達成率が約48%となっている。さらに、共同アンテナ改修が必要なマンションなど210万施設への対応も約77%にとどまっている。

地上デジタル化まで1年を切り、完全移行までのプロセスが最終段階に入った今、国民生活に直接影響を与える問題だけに、円滑に移行を進めるためには、現在指摘されている諸課題に対して政府を挙げて対応策を打つことが必要である。

一方、現在残存するアナログテレビは推定約3500万台と言われ、これらは来年7月の地デジ完全移行で大量の廃棄物となることから、不法投棄の懸念も指摘されている。不要テレビの処分に関する対策も検討されるべきである。地デジへの移行、廃棄物の処分については、いずれも特に自治体の取り組みが不可欠であり、政府は自治体の取り組みをサポートするべきである。

よって政府におかれては、完全地デジ化に向けて移行が円滑に進むよう、以下の取り組みについて

必要な予算を確保するとともに、施策の実施を強く要請する。

記

- 1 離島、山間地域ほか普及率が低い地域に対して地デジ移行の啓発活動を重点的に推進し、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター、現在全国 52 力所）の相談窓口をさらにふやすこと。
- 2 地デジに関する個別相談会を自治体でもきめ細かく実施できるよう、予算措置などの支援策を十分に講じること。
- 3 地デジに対応していない集合住宅に対するアンテナ設置や施設内配線の支援策の着実な履行とビル陰世帯についても確実な移行策を推進すること。
- 4 大量のアナログテレビが一斉に廃品になるため、懸念されている不法投棄の防止策及び円滑なりサイクル回収を着実に推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 22 日

議員提出議案第 44 号

郵政民営化のさらなる推進を求める意見書（可決）

2005 年衆院選の民意を踏まえ、郵政民営化が進められてきた。しかし、現政権において、その民営化自体を否定するような郵政改革法案がさきの通常国会に提出された。結果的には廃案となったが、衆院審議では与党がわずか 1 日、約 6 時間で採決を強行。この法案は日本郵政への政府関与を残したまま、金融事業の自由度を広げるものであり、法案成立後、郵便貯金の預入限度額と簡易生命保険の加入限度額は約 2 倍に引き上げられることとしている。成立、施行した場合には、政府の後ろ盾がある郵便貯金へ民間金融機関から預金が流出し、金融機関の貸し出し余力は減少、中小企業融資が停滞するおそれがあり、民業圧迫、中小企業いじめにつながりかねない。

また、この郵政改革法案は、日本郵政を事実上の国有化へ逆行させ、「官製金融」の温存、形を変えた財政投融资の復活、安易な国債の購入などにつながるおそれがあり、その結果、国民負担増を招くことが危惧されている。

よって、政府におかれては、郵政民営化の流れをとめることなく、郵政関連事業の民営化による経営状況などを踏まえたユニバーサルサービスの確保や利便性の向上などを図るとともに、民営化のさらなる推進を図るよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 22 日

議員提出議案第 45 号

家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイントの延長を求める意見書（可決）

家電エコポイント制度及び住宅エコポイント制度が本年末までに終了することを受け、消費者や経済界から再延長及び延長を求める声も出ている。

この 2 つの制度は、地球温暖化対策を進め、環境負荷の少ない低炭素社会への転換を図りながら、景気刺激策として経済の活性化にも大きな効果を発揮している。

本年度後半には景気対策の効果が薄れてくることが想定されている。現状では、景気はいまだ自律

回復の軌道に乗っているとは言えない。

政府におかれては、景気回復に向けて重要な局面に差しかかっていることを十分に認識し、今後も経済の押し上げ効果がある家電エコポイント制度の再延長と住宅エコポイント制度の延長を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月22日
